

論点メモ（案）

1. 個人の健診情報の取扱いについて

個人情報保護に関する法律が平成15年5月30日に公布され、平成17年4月1日に施行されることとなっており、健診情報についても、第三者への情報提供等については原則として本人の同意が必要となる等、法律の規定が適用されることとなる。

しかし、健診情報はプライバシー保護の必要性が極めて高いことから、健診情報を取り扱う機関については、その保管に関する体制の整備等を図ることが必要ではないか。

〔具体的事項の例〕

【一般的事項】

- ・ 個人情報保護法他関係法令を遵守又は準用（利用目的の明確化、情報の第三者提供への本人同意等）
- ・ 対象となる個人情報の範囲
（健康診査等、健康増進事業に関する個人情報）

【個別留意事項】

（安全管理措置）

- ・ 保管体制等の整備、健診情報取扱責任者の明確化
- ・ 不正アクセスの防止等安全性の確保

（委託先の監督）

- ・ 外部機関における保管責任の明確化

（破棄等の場合の漏洩の防止）

- ・ ハードディスクの処分等

（その他）

- ・ 個人情報に関する他の指針 等

2. 健診情報等の継続について

- (1) 健診情報等を継続させていく目的や意義としては以下のようなものがあるのではないかと。
 - ・生涯にわたる健康の増進及び病気の発生の予防に向けた個人自らの自主的な努力を促進する。
 - ・疾病の早期発見、早期治療に役立たせる。健康課題を選定するのに役立たせる。
 - ・各制度における保健指導の継続性を確保する。 等

- (2) 継続させていく情報としては以下の項目が望ましいのではないかと。
 - ・健診結果（血液検査等の検査結果、検査結果に基づいて実施された保健指導の内容等）
 - ・既往歴
 - ・予防接種歴
 - ・アレルギー歴
 - ・主要な服薬歴
 - ・輸血歴 等

- (3) 個人が職場、住居等を移動する際に、(1)の目的と意義が達成されるために、健診情報等を継続させていく必要があるのではないかと。その方途としては、以下のものが考えられるのではないかと。
 - ・健診情報等を本人に渡し、本人が主体となることを原則とする。
 - ・一方、健康増進事業実施者の役割として
 - ①健診情報等を継続して健康管理に役立てていくように本人に働きかける。
 - ②移動する際に、一定期間保存・管理している健康診査の結果を本人に提供する。あわせて、本人に対して移動先の健康増進事業実施者へ同情報を提供するように勧奨する。

③本人が希望する場合は、移動先の健康増進事業実施者へ
健診結果等の情報を直接提供する等の連携・協力を行う。
といったことが考えられるのではないか。

(4) 健康手帳等の活用について

- ・健康手帳等の形態で健診情報等を本人が所有することは効果的な手段と考えられるのではないか。
- ・健康手帳等の形態は以下のような有用性を持っているのではないか
 - ①健診結果等の情報が記載されているため、自己の健康管理に活用できる。
 - ②健診結果等の情報が記載されているため、健康増進事業実施者等による保健指導等に活用できる。
 - ③自己の健康増進に向けた必要な情報や知識を参照できる。
- ・ただし、各制度間で目的、内容、用途の異なる各種の健康手帳を統一することは現時点では困難ではないか。
- ・しかしながら、少なくともライフステージ毎には、何らかの健康手帳等が交付されることが望ましいのではないのか。
 - 例えば、
 - ・乳幼児期
 - ・就労期
 - ・老年期
- ・その内容や様式等としては以下の観点を踏まえていれば具体的な形態は柔軟であってもいいのではないか。
 - ①内容として、
 - 各ライフステージに関連した健康診査の結果の記録
 - 各ライフステージに関連した健康の増進に向けて必要な情報及び知識
 - 飲酒、喫煙等の生活習慣の記録
 - 健康増進及び健康の保持に向けた個人の取組の記録
 - 生涯を通じて継続して保存すべき情報の記録
(予防接種歴、アレルギー歴、輸血歴等)
 - 前の健康増進事業実施者から継続される情報の記録等

- ②様式として、
- 読みやすさに配慮したもの
 - 記載のしやすさに配慮したもの
 - 保管性や携帯性に配慮したもの 等

3. 健康診査結果の活用の在り方について

(1) 健康診査結果に基づく保健指導の意義をどのように考えるか。

- ・健康の保持増進
- ・生活習慣病の発生予防 等

(2) 健康診査結果に基づく保健指導とは、どのような内容と捉えるのか。

- ・栄養・食生活、運動、休養、喫煙、アルコール等の生活習慣の改善に必要な指導
- ・健康の保持増進に関する情報の提供
- ・再検査や精密検査、治療のための受診勧奨 等

(注) 健康診査結果に基づく保健指導の範囲

- ・健診の直後及びその後の継続的な指導
- ・健診結果「異常なし」の者も、将来の生活習慣病の発生を予防するために、保健指導の対象として行われるもの。

(3) 保健指導の方法としてどのようなものが考えられるか。

- ・個別指導には、面接、訪問、文書、電話、電子メール等を用いた方法
- ・集団指導には、講義形式による知識の伝達、グループワーク形式による対話型学習、栄養や運動などの実践的な内容を取り入れた学習 等

(4) 健診後の保健指導を適切に実施していくために地域保健と職域保健とで連携していくことは考えられないか。

〔連携する事項の例〕

- ・ 情報の交換
- ・ 健康教育等の共同実施、講師の派遣
- ・ 共同研修会の開催
- ・ 施設の相互活用

(注) 連携を進めるために都道府県単位、2次医療圏（又は保健所）単位に関係者からなる協議会を設置することが考えられる。